議案第90号

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例 中一部改正の件

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例の 一部を改正する条例

芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例(平成 25年条例第10号)の一部を次のとおり改正する。

第3条を次のように改める。

(布設工事監督者の資格)

- 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若 しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以 上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
 - (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す

る者に限る。)

- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程 を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。)
- (7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第4条第1項の規定による第2次 試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用 水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 10 年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (12) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関す

る講習の課程を修了した者

2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は一日最大給水量 が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道(以 下「簡易水道等」という。) については、前項第1号中「3年以上水道、工業 用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号 中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあ るのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」 と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者 (3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者に限る。) | とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「2年以上、第2号の卒業者に あっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とある のは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「最低経験年数以上水道 等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規 定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の 1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号 中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるの は「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項 第10号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「学校教育法による」及び「同法による」を削り、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第3号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。」に、「同法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」を「専門職大学前期課程にあっては、修了した者」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「卒業者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)」に改め、同項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門 に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに 限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者
- (8) 建設業法施行令第 37 条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

同条第2項を次のように改める。

2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道について前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第4号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明

水道法の一部改正(生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備 に関する法律)に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更し、 併せて所要の整理をするため、条例の一部を改正しようとするものです。 芽室町水道布設工事監督者、水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

(布設工事監督者の資格)

- |第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督|第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監 者が有すべき資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期 大学を除く。以下同じ。) 又は旧大学令(大正7年勅令 第388号)による大学において土木工学科又はこれに相 当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用 水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水 道等」という。) に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)
 - (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学にお いて機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 る。)
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の 前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含 む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36 年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大 学等」という。) において十木科又はこれに相当する課 程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあって は、修了した後、次号において同じ。)、5年以上水道

現 行

(布設工事監督者の資格)

- 督者が有すべき資格は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短 期大学を除く。以下同じ。) の土木工学科若しくはこ れに相当する課程において衛生工学若しくは水道工 学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当 する課程において衛生工学及び水道工学に関する学 科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学 の前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校において 土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 (同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了 した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者

改正案 現 行

等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又 は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校 (次号において「高等学校等」という。)において土木 科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以 上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあって

(4) 学校教育法による高等学校において土木科又はこれ に相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に よる大学院研究科において1年以上衛生工学若しく は水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専 攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専 攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以 上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者

は1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に 限る。)

- (8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定 による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選 択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに 限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術 上の実務に従事した経験を有するものに限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1 項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の 技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関す る技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する 者に限る。)
- (12) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う

- (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定 する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規 定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当 該各号に規定する学校において修得する程度と同等 以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低 経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者
- (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者

(9) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に

改正案

水道の管理に関する講習の課程を修了した者

2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は 一日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用 水供給事業の用に供する水道(以下「簡易水道等」という。) については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道 下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」 いう。) に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項 第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」 と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とある のは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年以上水 道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限 とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上 水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者に限る。) 」とあるのは「3年6月以上水道に 関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項

現 行

関する講習の課程を修了した者

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「第1号の卒業生にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第6号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第8号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」 と、同項第7号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては 3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有 する者(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒 業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年以 上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号 中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等 の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者に限る。) とあるのは「水道 等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「1年以 上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有 とあるのは「6月以上水道に関する技 する者に限る。) 術上の実務に従事した経験を有する者」 と、同項第10号中 「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実 務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を 有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技 術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるも のとする。

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。
 - (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校 において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒 業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 前条第1項第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学<u>の課程</u> 又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並び にこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。
 - (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監 督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、<u>土木工学以外の</u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学<u>に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u>を修めて卒業した後(<u>学校教育法による</u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(<u>同法による</u>専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正案

- (3) 前条第1項第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課</u>程並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後(<u>当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>)、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(<u>専門職大学前期課程にあっては、修了した者</u>)については7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者
- (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う 水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

現 行

- (3) 前条第1項第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、**第2号**に規定する<u>学科目</u>又は 前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ 当該各号に規定する学校において修得する程度と同 等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業者</u>ごと に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に 関する講習の課程を修了した者

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による 土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であっ て、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有する者
- 2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道について前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第4号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。附則
 - この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第4号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。